

松戸市子ども・子育て会議の市民委員募集要領

1 趣旨

本市では、子ども・子育て支援施策の推進に関する事項を審議する「松戸市子ども・子育て会議」を設置しています。同会議に、学識経験者や子ども・子育て支援に携わる関係団体の方などと共に参加する市民委員を募集します。

2 募集内容

- (1) 募集人数 3名程度
- (2) 要件 令和元年7月1日現在において、次の要件をすべて満たす者
 - ア 本市に在住している者
 - イ 年齢が20歳以上の者
 - ウ 平日の夜間に開催される会議に出席できる者 ※1
 - エ 子育て支援に理解と関心がある者
 - オ 市審議会等の委員に5つ以上携わっていない者
 - カ 市の職員又は議員ではない者
- (3) 任期 委嘱開始日から2年
- (4) 報酬 会議1回につき8,500円（源泉徴収あり）

※1 会議開催中は、無料で一時保育（お子様の年齢が6ヶ月～小学校3年生まで）がご利用できます。

3 応募方法

(1) 申込書及び作文用紙について

松戸市子ども部子ども政策課及び松戸市ホームページで配布及び掲載します。作文（800字程度）については以下の要件のとおり作成してください。

- ア テーマは「子どもが健やかに育つためのまちづくりについて」とする
- イ 松戸市子ども総合計画P27「第3章 計画の基本的な考え方」を踏まえて作成すること
- ウ 松戸市子ども・子育て会議委員としての抱負を盛り込むこと

(2) 提出方法について

申込書及び作文用紙（800字程度）を以下のいずれかの方法でご提出ください。

- ア 郵送 〒271-8588（住所の記載は不要です）
松戸市子ども部子ども政策課あて
- イ メール mckodomossk@city.matsudo.chiba.jp
- ウ 直接提出 松戸市子ども部子ども政策課（松戸市役所新館9階）
8時30分から17時まで（土日・祝日を除く）

(3) 提出期限について

令和元年7月31日（水） 必着（当日消印有効）

4 選考方法

公募委員の選考は、松戸市子ども・子育て会議公募委員審査会において審査します。選考方法は、松戸市子ども・子育て会議公募委員審査基準に基づき、申込書及び作文について選考します。

5 応募資格の喪失

次の事由が生じたときは、応募の資格を喪失します。

- (1) 本募集要領2の(2)に規定する要件を満たさないとき
- (2) 応募用紙の記載事項に、重大な虚偽があることが判明したとき
- (3) 辞退の申し出があったとき
- (4) その他、委員としてふさわしくない行為があったとき

6 結果通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知します。また、応募書類は返却いたしません。

7 備考

- (1) 選考には、応募理由、委員の年齢構成等のバランスも考慮します
- (2) 選考結果につきまして、応募者全員に通知します

8 問い合わせ先

松戸市子ども部子ども政策課

電話：047-704-4007

FAX：047-365-1009